

報告第9号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長 崎 県 知 事 平 田 研

令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 234,683	千円 Δ28,224	千円 206,459
	1 雑入	234,683	Δ28,224	206,459
歳入合計		240,966	Δ28,224	212,742

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 240,966	千円 Δ28,224	千円 212,742
	1 庁用管理費	92,152	Δ14,146	78,006
	2 文書管理費	148,814	Δ14,078	134,736
歳出合計		240,966	Δ28,224	212,742